

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	修正前(5/13公表版)※削除箇所	修正後(7/31公表版)※追記箇所
1	基本契約書(案)	2	第3条	2項				本事業の概要等	本事業は、 本施設の施設改修業務並びに本施設の維持管理業務及び運営業務 により構成されるものとする。	本事業は、 施設改修業務、維持管理業務及び運営業務並びに統括管理業務 により構成されるものとする。
2	基本契約書(案)	3	第6条	2項	5号			施設改修業務	前各号の業務に係る統括管理業務 _____	《削除》
3	基本契約書(案)	3	第6条	2項				施設改修業務	前項第5号に定める業務を担う構成企業は、次条第4号に定める業務を担う構成企業との間で、入札関連書面にに基づき、事業者が実施する施設改修業務、維持管理業務及び運営業務について、事業期間全体を通じて、各業務を総合的かつ包括的に統括して管理できる体制(総括責任者の配置を含む。)を構築し、当該業務を実施する責任を負うものとし、市に対し、維持管理業務又は運営業務に関するか又はそれらに起因することを理由として免責を主張できないものとする。	《全文削除》
4	基本契約書(案)	3	第7条	2項				維持管理業務及び運営業務	SPCは、入札関連書面に従い、 維持管理・運営総括責任者はSPCの正社員として雇用して配置し 、維持管理業務及び運営業務の各業務の業務責任者及び業務従事者その他指定管理協定により本施設の指定管理を実施するための人員を確保し、当該人員を以てSPCの経営を行わせるとともに、本基本契約、指定管理協定及び入札関連書面にに基づき、維持管理業務及び運営業務を実施するものとし、その実施にあたり、次の各号所定の業務を、当該号所定の企業に委託する。	SPCは、入札関連書面に従い、維持管理業務及び運営業務の各業務の業務責任者及び業務従事者その他指定管理協定により本施設の指定管理を実施するための人員を確保し、当該人員を以てSPCの経営を行わせるとともに、本基本契約、指定管理協定及び入札関連書面にに基づき、維持管理業務及び運営業務を実施するものとし、その実施にあたり、次の各号所定の業務を、当該号所定の企業に委託する。
5	基本契約書(案)	3	第7条	2項	5号			維持管理業務及び運営業務	前各号の業務に係る統括管理業務 _____	《削除》
6	基本契約書(案)	3	第7条	4項				維持管理業務及び運営業務	第1項第5号に定める業務を担う構成企業は、前条第1項第5号に定める業務を担う構成企業との間で、入札関連書面にに基づき、事業者が実施する施設改修業務、維持管理業務及び運営業務について、事業期間全体を通じて、各業務を総合的かつ包括的に統括して管理できる体制を構築し、当該業務を実施する責任を負うものとし、市に対し、施設改修業務に関するか又はそれらに起因することを理由として免責を主張できない。	《全文削除》

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	修正前(5/13公表版)※削除箇所	修正後(7/31公表版)※追記箇所
7	基本契約書(案)	4	第7条	5項		維持管理業務及び運営業務	SPCは、維持管理業務及び運営業務を指定管理協定の定めるところに従って実施し、維持管理企業、運営企業及び火葬炉運転企業は、これを確実にする。かかる義務を履行するためのSPCと維持管理企業、運営企業又は火葬炉運転企業(以下「継続不能企業」という。)の間の契約(本条において「既存契約」という。)が解除その他の事由の如何を問わず、維持管理・運営期間の途中で終了する場合その他継続不能企業に起因してSPCによる業務の履行が全うされないおそれを市が合理的に認めてSPCに要請した場合には、かかる継続不能企業を除く事業者は、継続不能企業に代わってSPCによる業務の遂行を確実にせしめる者の候補者(ただし、入札説明書等の定める継続不能企業が担った役割の企業の備えるべき参加資格条件の全てを満たすものとする。以下「後継候補者企業」という。)を探索し、継続不能企業に代わってSPCによる業務の遂行を確実にせしめることにつき、後継候補者企業から内諾を得た上で、後継候補者企業の情報その他市が合理的に求める情報を開示して後継候補者企業への業務の引継の検討を書面で市に打診することができる。当該打診が指定管理者の指定取消並びに指定管理協定又は本基本契約を解除する前になされかつ当該打診に取り組むべき合理的な理由がある場合においては、法令その他市の定める諸規定が許容する限り、市は、当該打診を市において検討する期間中、指定管理者の指定取消や指定管理協定及び本基本契約を解除しないことができる。	(第4項へ繰り上げ)
8	基本契約書(案)	4	第7条	6項		維持管理業務及び運営業務	市は、前項の定めるところに従って後継候補者企業への業務の引継を検討した結果、当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めた場合において、当該引継が法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って許容されるときは、当該引継を承諾する旨の通知をSPCに対して行うものとする。当該通知を受領した場合、SPCは、継続不能企業及び後継候補者企業との間で、SPCと継続不能企業との間の既存契約上の継続不能企業の地位を後継候補者企業に承継させるか、又は既存契約の全部又は一部を解除して解除した既存契約に代わる契約その他必要な契約を締結することができ、SPC以外の事業者も、これに合理的な協力を尽くすものとし、当該契約の締結後直ちに、その写しを市に提出する。	(第5項へ繰り上げ)
9	基本契約書(案)	4	第7条	7項		維持管理業務及び運営業務	第5項及び第6項の適用がある場合、事業者は、市に追加の財政支出が生じないよう努め、追加の財政支出が生じた場合には、かかる生じた財政支出に相当する金額を連帯して市に補償するものとする。	(第6項へ繰り上げ) 第4項及び第5項の適用がある場合、事業者は、市に追加の財政支出が生じないよう努め、追加の財政支出が生じた場合には、かかる生じた財政支出に相当する金額を連帯して市に補償するものとする。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	修正前(5/13公表版)※削除箇所	修正後(7/31公表版)※追記箇所
10	基本契約書(案)	—	第7条の2			統括管理業務	《新設》	統括管理業務の概要は、入札関連書面に定めるとおりとする。 2 長期間にわたり、質の高いサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供し続けていくことが重要であるため、事業者は、その実施する施設改修業務、維持管理業務及び運営業務について、事業期間全体を通じて、各業務を総合的かつ包括的に統括して管理できる体制を構築することを目的として、本基本契約及び入札関連書面にに基づき、統括管理業務を実施するものとし、その実施にあたっては、次の各号所定の期間に応じ、当該号所定の企業に担わせるものとする。 (1)設計・工事監理・改修工事期間 _____ 企業 (2)維持管理・運営期間 _____ 企業
11	基本契約書(案)	5	第10条	3項	5号	秘密保持義務	市が本事業に係る各業務を事業者以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示する場合又は当該第三者をする手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合	市が本事業に係る各業務を事業者以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示する場合又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
12	基本契約書(案)	9	別紙1	定義集	ア		「維持管理業務」とは、本施設の維持管理業務であって、要求水準書第5に規定された内容の業務(付随し、関連する一切の業務を含む。)並びに当該業務に係る統括管理業務であって、要求水準書第4に規定される内容の業務(付随し、関連する一切の業務を含む。)を個別に又は総称していう。	「維持管理業務」とは、本施設の維持管理業務であって、要求水準書第5に規定された内容の業務(付随し、関連する一切の業務を含む。)を個別に又は総称していう。
13	基本契約書(案)	9	別紙1	定義集	ア		「運営業務」とは、本施設の運営業務であって、要求水準書第6に規定された内容の業務(付随し、関連する一切の業務を含む。)並びに当該業務に係る統括管理業務であって、要求水準書第4に規定される内容の業務(付随し、関連する一切の業務を含む。)を個別に又は総称していう。	「運営業務」とは、本施設の運営業務であって、要求水準書第6に規定された内容の業務(付随し、関連する一切の業務を含む。)を個別に又は総称していう。
14	基本契約書(案)	9	別紙1	定義集	カ		「企業グループ」とは、代表企業である【代表企業名】並びに構成企業である【構成企業】で構成されるグループをいう。	「企業グループ」とは、代表企業である【代表企業名】並びに構成企業である【構成企業】で構成されるグループをいう。
15	基本契約書(案)	10	別紙1	定義集	サ		「施設改修業務」とは、本施設の施設改修業務であって、要求水準書第3に規定される内容の業務(付随し、関連する一切の業務を含む。)並びに当該業務に係る統括管理業務であって、要求水準書第4に規定される内容の業務(付随し、関連する一切の業務を含む。)を個別に又は総称していう。	「施設改修業務」とは、本施設の施設改修業務であって、要求水準書第3に規定される内容の業務(付随し、関連する一切の業務を含む。)を個別に又は総称していう。
16	基本契約書(案)	10	別紙1	定義集	サ		「維持管理・運営期間」とは、令和10年4月1日から令和28年3月31日までをいう。	(ア-へ移動)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	修正前(5/13公表版)※削除箇所	修正後(7/31公表版)※追記箇所
17	基本契約書(案)	10	別紙1	定義集	サ				「統括管理業務」とは、 本施設 の統括管理業務であって、要求水準書第4に規定された内容の業務(付随し、関連する一切の業務を含む。)をいう。	(タ-へ移動) 「統括管理業務」とは、 本事業 の統括管理業務であって、要求水準書第4に規定された内容の業務(付随し、関連する一切の業務を含む。)をいう。
18	基本契約書(案)	11	別紙1	定義集	ナ				「入札関連書面」とは、①入札説明書、②要求水準書、 「 ③入札説明書等に対する質問及び回答書(いずれも公表後の追加及び変更を含む。) 」 並びに④提案書類を総称していう。	「入札関連書面」とは、①入札説明書、②要求水準書、③入札説明書等に対する質問及び回答書(いずれも公表後の追加及び変更を含む。) 」 並びに④提案書類を総称していう。
19	設計施工一括契約書(案)	—	頭書	4				業務期間	下記相模原市議会の議決があった日 から令和13年3月31日まで	契約日 令和 年 月 日(議決日) から令和13年3月31日まで
20	設計施工一括契約書(案)	—	頭書	5				支払の条件 前払金	設計業務・ 工事監理業務 については当該業務に係る請負代金額の30%以内 建築改修業務については当該業務に係る請負代金額の40%以内	設計業務については当該業務に係る請負代金額の30%以内 建築改修業務については当該業務に係る請負代金額の40%以内
21	設計施工一括契約書(案)	—	頭書	5				支払の条件 (中間前払金)	設計業務・工事監理業務及び 建築改修業務について それぞれ 当該業務に係る請負代金額の20%以内	建築改修業務について当該業務に係る請負代金額の20%以内
22	設計施工一括契約書(案)	—	頭書	5				支払の条件 前払金	・無	□無(チェックボックス解除)
23	設計施工一括契約書(案)	—	頭書	5				支払の条件 部分払	各会計年度1回以内	第42条第4項のとおり
24	設計施工一括契約書(案)	—	頭書					-	(体裁変更)	(収入印紙貼付欄につき押印頁へ移動)
25	設計施工一括契約書(案)	3	第2条	4				関連工事の調整	受注者は、入札関連書面に従って本施設の改修工事に必要となる解体工事を実施する。この場合、受注者は、次の各号の定め その他入札関連書面に 別段の定めに従う場合を除き、撤去、解体・仮設工事に必要なものは、市と協議の上で実施しなければならない。	受注者は、入札関連書面に従って本施設の改修工事に必要となる解体工事を実施する。この場合、受注者は、次の各号の定め その他入札関連書面の 別段の定めに従う場合を除き、撤去、解体・仮設工事に必要なものは、市と協議の上で実施しなければならない。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	修正前(5/13公表版)※削除箇所	修正後(7/31公表版)※追記箇所
26	設計施工一括契約書(案)	—	第3条 の2	新設		適正な労務費の確保等	受注者は、入札関連書面に従って本施設の改修工事に必要となる解体工事を実施する。この場合、受注者は、次の各号の定めその他入札関連書面に別段の定めに従う場合を除き、撤去、解体・仮設工事に必要なものは、市と協議の上で実施しなければならない。	発注者及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和24年法律第100号)第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。 2 発注者は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。 (1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。 (2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相定の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。 (1) 前項第1号の支払に関する書面 (2) 前項第2号の支払に関する書面 5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。
27	設計施工一括契約書(案)	6	第7条 の2	2項		受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等	前項の規定にかかわらず、次のいずれにも該当する場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人として行うことができる	前項の規定にかかわらず、次のいずれにも該当する場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人として行うことができる。
28	設計施工一括契約書(案)	8	第9条 の2	1項		管理技術者及び主任担当技術者	受注者は、入札関連書面の定めるところに従い、設計業務の技術上の管理及び統括をつかさどる管理技術者並びに建築、構造、電気設備及び機械設備の各分野における設計業務の技術上の統括をつかさどる各主任担当技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。入札関連書面の定めるところに従いこれらの者を変更したときも同様とする。	受注者は、入札関連書面の定めるところに従い、設計業務及び工事監理業務の各業務の技術上の管理及び統括をつかさどる管理技術者並びに建築、構造、電気設備及び機械設備の各分野における当該業務の技術上の統括をつかさどる各主任担当技術者をそれぞれ定め、その氏名その他必要な事項をそれぞれ発注者に通知しなければならない。入札関連書面の定めるところに従いこれらの者を変更したときも同様とする。
29	設計施工一括契約書(案)	8	第9条 の2	2項		管理技術者及び主任担当技術者	管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統括を行うほか、請負代金額の変更、業務期間の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第2項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく設計業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。	管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務及び工事監理業務の各業務の管理及び統括を行うほか、請負代金額の変更、業務期間の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第2項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく当該業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。
30	設計施工一括契約書(案)	8	第9条 の2	4項		管理技術者及び主任担当技術者	主任担当技術者は、設計業務の実施に際し、自らの担当分野における設計の技術上の統括を行うものとする。	主任担当技術者は、設計業務及び工事監理業務の各業務の実施に際し、自らの担当分野における当該業務の技術上の統括を行うものとする。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	修正前(5/13公表版)※削除箇所	修正後(7/31公表版)※追記箇所
31	設計施工一括契約書(案)	8	第9条	5項				管理技術者及び主任担当技術者	各主任技術担当者は、資格要件を満たすときは、兼務可能とする。管理技術者及び主任担当技術者は、これを兼ねることができない。	各主任担当技術者は、資格要件を満たすときは、兼務可能とする。管理技術者及び主任担当技術者は、これを兼ねることができない。また、工事監理業務の管理技術者は、設計業務の管理技術者と同一の者であってはならない。
32	設計施工一括契約書(案)	14	第18条	4項	1号			条件変更等	第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、入札関連書面を変更又は訂正する必要があるものは、発注者が行う。	第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、入札関連書面を訂正又は変更する必要があるものは、発注者が行う。
33	設計施工一括契約書(案)	14	第18条	4項	2号			条件変更等	第1項第4号又は第5号に該当し、入札関連書面又は設計図書を変更又は訂正する場合で本施設の改修箇所・改修仕様の変更を伴うものは、発注者が行う。	第1項第4号又は第5号に該当し、入札関連書面又は設計図書を訂正又は変更する場合で本施設の改修箇所・改修仕様の変更を伴うものは、発注者が行う。
34	設計施工一括契約書(案)	14	第18条	4項	3号			条件変更等	第1項第4号又は第5号に該当し、入札関連書面又は設計図書を変更又は訂正する場合で本施設の改修箇所・改修仕様の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。	第1項第4号又は第5号に該当し、入札関連書面又は設計図書を訂正又は変更する場合で本施設の改修箇所・改修仕様の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
35	設計施工一括契約書(案)	14	第18条	5項				条件変更等	発注者は、前項第2号及び第3号の規定に基づく入札関連書面又は設計図書の変更又は訂正を検討するに際して、受注者に対し、第1項第4号又は第5号に該当する事実に基づき必要となる対応の内容及び費用の増加額並びに本業務の内容のうち変更可能かつ費用が削減できる項目の変更内容及び費用の減少額をまとめた書面を作成することを要求することができ、受注者は、かかる要求を受け次第速やかに、当該書面を作成の上、発注者に提出しなければならない。発注者は、当該書面の内容に合理的に満足しない場合、受注者に対して当該書面の変更、訂正又は差替えを要求することができ、受注者は、当該要求に速やかに対応しなければならない。	発注者は、前項第2号及び第3号の規定に基づく入札関連書面又は設計図書の変更又は訂正を検討するに際して、受注者に対し、第1項第4号又は第5号に該当する事実に基づき必要となる対応の内容及び費用の増加額並びに本業務の内容のうち変更可能かつ費用が削減できる項目の変更内容及び費用の減少額をまとめた書面を作成することを要求することができ、受注者は、かかる要求を受け次第速やかに、当該書面を作成の上、発注者に提出しなければならない。発注者は、当該書面の内容に合理的に満足しない場合、受注者に対して当該書面の変更、訂正又は差替えを要求することができ、受注者は、当該要求に速やかに対応しなければならない。
36	設計施工一括契約書(案)	14	第18条	6項				条件変更等	第4項の規定により入札関連書面又は設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	第4項の規定により入札関連書面又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
37	設計施工一括契約書(案)	20	第35条	1項				前払金	受注者は、保証事業会社と、この契約書記載の工事完成期限を保証期限とする保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計業務及び工事監理業務については当該業務に係る請負代金額の10分の3以内の、建築改修業務については当該業務に係る請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。	受注者は、保証事業会社と、この契約書記載の工事完成期限を保証期限とする保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計業務については当該業務に係る請負代金額の10分の3以内の、建築改修業務については当該業務に係る請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。なお、受注者は、工事監理業務については前払金の支払いを発注者に請求できないことを確認する。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	修正前(5/13公表版)※削除箇所	修正後(7/31公表版)※追記箇所
38	設計施工一括契約書(案)	20	第35条	4項				前払金	受注者は、この契約書締結時に中間前払金を選択した場合においては、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、この契約書記載の工事完成期限を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計業務及び工事監理業務並びに建築改修業務についてそれぞれ当該業務に係る請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、この契約書締結時に部分払を選択した場合においては、中間前払金を請求することができない。	受注者は、この契約書締結時に中間前払金を選択した場合においては、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、この契約書記載の工事完成期限を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、建築改修業務に係る請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、この契約書締結時に部分払を選択した場合においては、中間前払金を請求することができない。なお、受注者は、設計業務及び工事監理業務については中間前払金の支払いを発注者に請求できないことを確認する。
39	設計施工一括契約書(案)	21	第37条					前払金の使用等	受注者は、前払金を本業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(本業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。	受注者は、前払金(中間前払金を除く。)を建築改修業務及び設計業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(本業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。 2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。
40	指定管理者基本協定書(案)	—	目次						第6条 (年度別事業計画書等)	第6条 (年度事業計画書等)
41	指定管理者基本協定書(案)	1	第2条	1項				管理の基本	指定管理者は、この協定による管理業務(以下「管理業務」という。)の実施に当たっては、条例、相模原市営斎場条例施行規則(平成4年相模原市規則第44号。以下「規則」という。)及び関連する法令等に従うとともに、入札関連書面にに基づき、斎場の維持管理を適切かつ確実に実施し、その設置目的に応じて最も効果的に運営しなければならない。	指定管理者は、この協定による斎場の管理の実施に当たっては、条例、相模原市営斎場条例施行規則(平成4年相模原市規則第44号。以下「規則」という。)及び関連する法令等に従うとともに、入札関連書面にに基づき、斎場の維持管理を適切かつ確実に実施し、その設置目的に応じて最も効果的に運営しなければならない。
42	指定管理者基本協定書(案)	1	第2条	2項				管理の基本	指定管理者は、条例第22条第1項に規定する事業計画書の内容に基づき市に提出する年度別の事業計画書(以下「年度別事業計画書」という。)の内容を遵守し、適正かつ確実に管理業務を行わなければならない。	指定管理者は、条例第22条第1項に規定する事業計画書の内容に基づき市に提出する年度別の事業計画書(以下「年度事業計画書」という。)の内容を遵守し、適正かつ確実に斎場を管理しなければならない。
43	指定管理者基本協定書(案)	1	第4条	1項				会計区分	指定管理者は、管理業務に関する経理を明らかにするため、独立した会計を設けるものとする。	指定管理者は、この協定による業務に関する経理を明らかにするため、独立した会計を設けるものとする。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	修正前(5/13公表版)※削除箇所	修正後(7/31公表版)※追記箇所
44	指定管理者基本協定書(案)	1	第4条	2項		会計区分	指定管理者は、 管理業務 の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的とした、専用の口座を設けなければならない。	指定管理者は、 この協定による業務 の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的とした、専用の口座を設けなければならない。
45	指定管理者基本協定書(案)	2	第4条	3項		会計区分	管理業務 に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	この協定による業務 に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
46	指定管理者基本協定書(案)	2	第5条	1項		管理業務の範囲	指定管理者が行う 管理業務 の範囲は、条例第25条第1号から第9号までに規定する業務とする。なお、同条第9号に規定する「市長が別に定めるもの」とはこの協定、仕様書(別添含む。)及び入札関連書面(提案書類を除く。)を含むものとし、これにより要求水準書に定められた維持管理業務及び運営業務並びにこれらの業務に係る統括管理業務が管理業務の範囲に含まれることとなり、これらの業務を入札説明書に従って企業グループが提出した提案書類に基づく提案業務を実施することも包摂されることとなることを確認する。	指定管理者が この協定により行う業務(以下「管理業務」という。) の範囲は、条例第25条第1号から第9号までに規定する業務とする。なお、同条第9号に規定する「市長が別に定めるもの」とはこの協定、仕様書(別添含む。)及び入札関連書面(提案書類を除く。)を含むものとし、これにより要求水準書に定められた維持管理業務及び運営業務並びにこれらの業務に係る統括管理業務が管理業務の範囲に含まれることとなり、これらの業務を入札説明書に従って企業グループが提出した提案書類に基づく提案業務を実施することも包摂されることとなることを確認する。
47	指定管理者基本協定書(案)	2	第6条	条文見出し		年度事業計画書等	(年度 別 事業計画書等)	(年度事業計画書等)
48	指定管理者基本協定書(案)	2	第6条	2項		年度事業計画書等	前項の年度 別 事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、市と指定管理者の協議により決定するものとする。	前項の年度事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、市と指定管理者の協議により決定するものとする。
49	指定管理者基本協定書(案)	2	第7条	1項		自主事業	指定管理者は、第5条に定める管理業務のほか、斎場の設置目的に適合し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、提案書及び年度 別 事業計画書に定めのない事業を実施することができる。この場合において、指定管理者は、事前に市の承認を得なければならない。	指定管理者は、第5条に定める管理業務のほか、斎場の設置目的に適合し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、提案書 類 及び年度事業計画書に定めのない事業を実施することができる。この場合において、指定管理者は、事前に市の承認を得なければならない。
50	指定管理者基本協定書(案)	5	第19条	1項		事業報告等	指定管理者は、当月分の管理業務の実施状況、斎場の利用状況及び使用料の収入状況に関する報告書を作成し、翌月10日までに市に報告しなければならない。	指定管理者は、当月分の管理業務の実施状況、斎場の利用状況及び使用料の収入状況に関する 維持管理業務報告書(月報)及び運営業務報告書(月報) を作成し、翌月10日までに市に報告しなければならない。
51	指定管理者基本協定書(案)	5	第19条	2項		事業報告等	指定管理者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に規定する事業報告書(以下「年度 別 事業報告書」という。)を、毎年度終了後30日以内に市に提出しなければならない。ただし、第51条第1項の規定により指定管理者の指定を取消されたときは、速やかに年度 別 事業報告書を市に提出しなければならない。	指定管理者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に規定する事業報告書(以下「年度事業報告書」という。)を、毎年度終了後30日以内に市に提出しなければならない。ただし、第51条第1項の規定により指定管理者の指定を取消されたときは、速やかに年度事業報告書を市に提出しなければならない。
52	指定管理者基本協定書(案)	5	第19条	3項		事業報告等	前項の年度 別 事業報告書には、管理業務の実施状況、斎場の利用状況、使用料の収入実績、管理経費の収支の状況その他管理の実態を把握するために必要な事項を記載するものとする。	前項の年度事業報告書には、管理業務の実施状況、斎場の利用状況、使用料の収入実績、管理経費の収支の状況その他管理の実態を把握するために必要な事項を記載するものとする。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	修正前(5/13公表版)※削除箇所	修正後(7/31公表版)※追記箇所
53	指定管理者基本 協定書(案)	5	第21 条	2項				書類等の提出	指定管理者は、毎年度、 指定管理者を構成する団体の 次の 国税及び地方税(特別徴収税額納入金を含む。)に関する書 類を市が指定する期日までに市に提出するものとする。提出 する書類は、第3号を除き、提出日の属する年度の前年度の 納税等の状況を示すものとする。	指定管理者は、毎年度、次の国税及び地方税(特別徴収税額 納入金を含む。)に関する書類を市が指定する期日までに市 に提出するものとする。提出する書類は、第3号を除き、提出 日の属する年度の前年度の納税等の状況を示すものとする。
54	指定管理者基本 協定書(案)	6	第24 条	4項				指定管理料の支払	指定管理料は、提案書類に基づき「施設改修費及び指定管 理料の算定、支払及び改定方法」に定める区分に応じて支払 うものとする。この場合において、当該指定管理料のうち修繕 に係る経費(以下「修繕費」という。)及び電気、ガス、水道の 使用に係る経費(以下「光熱水費」という。)については概算払 とし、これを除く指定管理料(以下「 管理運営費 」という。)につ いては前金払とする。	指定管理料は、提案書類に基づき「施設改修費及び指定管 理料の算定、支払及び改定方法」に定める区分に応じて支払 うものとする。この場合において、当該指定管理料のうち修繕 に係る経費(以下「修繕費」という。)及び電気、ガス、水道の 使用に係る経費(以下「光熱水費」という。)については概算払 とし、これを除く指定管理料については前金払とする。
55	指定管理者基本 協定書(案)	6	第24 条	6項				指定管理料の支払	指定管理者は、第4項の規定に基づいて支払を受けた修繕 費(概算払額)について、毎年度終了後、支払明細を添付し、 速やかに精算しなければならない。指定管理者の支出した修 繕費が概算払額を下回る場合はその余剰額を市に返還する ものとし、上回る場合は 修繕費の追加支払について請求しな いもの とする。	指定管理者は、第4項の規定に基づいて支払を受けた修繕 費(概算払額)について、毎年度終了後、支払明細を添付し、 速やかに精算しなければならない。指定管理者の支出した修 繕費が概算払額を下回る場合はその余剰額を市に返還する ものとし、上回る場合は 別途協議により取扱いを決定 する。
56	指定管理者基本 協定書(案)	7	第26 条	1項				労働報酬下限額等	次に掲げる者(以下「対象労働者」という。)に対して支払われ るべき1時間当たりの労働報酬(斎場の管理に係る作業に従 事したものとして支払われる賃金のうち、労働基準法(昭和2 2年法律第49号)第37条第5項の規定により同条第1項及 び第4項の割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金を除 いたものをいう。以下同じ。)の下限の額(以下「労働報酬下 限額」という。)は、年度ごとに定める労働報酬下限額を適用 する。ただし、市長が特別の理由があると認める契約に係る 作業に従事する者を除くものとする。	次に掲げる者(以下「対象労働者」という。)に対して支払われ るべき1時間当たりの労働報酬(斎場の管理 業務 に係る作業 に従事したものとして支払われる賃金のうち、労働基準法(昭 和22年法律第49号)第37条第5項の規定により同条第1項 及び第4項の割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金を 除いたものをいう。以下同じ。)の下限の額(以下「労働報酬 下限額」という。)は、年度ごとに定める労働報酬下限額を適 用する。ただし、市長が特別の理由があると認める契約に係 る作業に従事する者を除くものとする。
57	指定管理者基本 協定書(案)	7	第26 条	1項	1号			労働報酬下限額等	斎場の管理に係る作業に従事する者で指定管理者に雇用さ れるもの	斎場の管理 業務 に係る作業に従事する者で指定管理者に雇 用されるもの
58	指定管理者基本 協定書(案)	7	第27 条	1項				従事した時間数の算定 方法	前条第2項に規定する方法は、労働報酬の支払の対象となる 期間において対象労働者が斎場の管理に係る作業に従事し た時間数に、次に掲げる時間数を合計した時間数(以下「割 増時間数」という。)を加算する方法とする。	前条第2項に規定する方法は、労働報酬の支払の対象となる 期間において対象労働者が斎場の管理 業務 に係る作業に従 事した時間数に、次に掲げる時間数を合計した時間数(以下 「割増時間数」という。)を加算する方法とする。
59	指定管理者基本 協定書(案)	8	第29 条	1項				周知	指定管理者は、次に掲げる事項について、斎場の管理に係 る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、 又は書面で交付することにより、対象労働者に周知しなけれ ばならない。	指定管理者は、次に掲げる事項について、斎場の管理 業務 に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示 し、又は書面で交付することにより、対象労働者に周知しな ければならない。
60	指定管理者基本 協定書(案)	8	第31 条	1項				労働者の継続雇用	指定管理者は、この協定に基づく管理の開始前から、斎場の 管理に係る作業に従事していた労働者のうち、希望する者を 雇用するよう配慮するものとする。	指定管理者は、この協定に基づく管理の開始前から、斎場の 管理 業務 に係る作業に従事していた労働者のうち、希望する 者を雇用するよう配慮するものとする。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	修正前(5/13公表版)※削除箇所	修正後(7/31公表版)※追記箇所
61	指定管理者基本協定書(案)	9	第35条	1項				役員の確認	指定管理者は、指定管理者を構成する団体の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)に変更があった場合等の理由により市が必要と判断した場合は、市の指示に従い、第51条第1項第10号又は第11号の該当性について神奈川県警察へ照会するため、当該照会の対象となる者(以下「対象者」という。)の氏名、住所、性別、生年月日及び役職名(以下「照会事項」という。)を記載した書類を市に提出しなければならない。	指定管理者は、指定管理者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)に変更があった場合等の理由により市が必要と判断した場合は、市の指示に従い、第51条第1項第10号又は第11号の該当性について神奈川県警察へ照会するため、当該照会の対象となる者(以下「対象者」という。)の氏名、住所、性別、生年月日及び役職名(以下「照会事項」という。)を記載した書類を市に提出しなければならない。
62	指定管理者基本協定書(案)	12	第51条	1項	3号			指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止	指定管理者又は企業グループを構成する団体が、破産、解散等の事由により、団体が存続しなくなった場合	指定管理者が、破産、解散等の事由により、団体が存続しなくなった場合
63	指定管理者基本協定書(案)	12	第51条	1項	4号			指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止	指定管理者又は企業グループを構成する団体が、地方自治法施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により本市における入札参加を制限された場合	指定管理者が、地方自治法施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により本市における入札参加を制限された場合
64	指定管理者基本協定書(案)	12	第51条	1項	5号			指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止	指定管理者又は企業グループを構成する団体が、地方自治法第244条の2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取消された場合	指定管理者が、地方自治法第244条の2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取消された場合
65	指定管理者基本協定書(案)	12	第51条	1項	6号			指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止	指定管理者又は企業グループを構成する団体が、国税及び地方税(特別徴収税額納入金を含む。)を滞納した場合	指定管理者が、国税及び地方税(特別徴収税額納入金を含む。)を滞納した場合
66	指定管理者基本協定書(案)	13	第51条	1項	7号			指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止	相模原市議会議員、相模原市長、相模原市副市長又は相模原市教育委員会、相模原市農業委員会等の委員若しくは相模原市監査委員が、指定管理者を構成する団体の役員となった場合。ただし、相模原市長及び相模原市副市長にあっては、地方自治法施行令第122条に、相模原市教育委員会、相模原市農業委員会等の委員及び相模原市監査委員にあっては、地方自治法施行令第133条に規定する法人の役員となった場合を除く。	相模原市議会議員、相模原市長、相模原市副市長又は相模原市教育委員会、相模原市農業委員会等の委員若しくは相模原市監査委員が、指定管理者の役員となった場合。ただし、相模原市長及び相模原市副市長にあっては、地方自治法施行令第122条に、相模原市教育委員会、相模原市農業委員会等の委員及び相模原市監査委員にあっては、地方自治法施行令第133条に規定する法人の役員となった場合を除く。
67	指定管理者基本協定書(案)	13	第51条	1項	10号			指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止	指定管理者又は企業グループを構成する団体が、排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有していると認められるものに該当する場合	指定管理者が、排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有していると認められるものに該当する場合
68	指定管理者基本協定書(案)	13	第51条	1項	11号			指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止	指定管理者又は企業グループを構成する団体の役員が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したと認められる場合	指定管理者の役員が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したと認められる場合

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	修正前(5/13公表版)※削除箇所	修正後(7/31公表版)※追記箇所
69	指定管理者基本 協定書(案)	13	第53 条	1項	2号			管理業務の引継ぎ	指定の期間満了時の建物(建築、建築付帯設備)については、概ね1年以内の大規模修繕(「建築物修繕措置判定手法」(建設大臣官房官庁営繕部監修)の大規模修繕に関する記述に準じ、本施設の外壁、屋上防水、空調設備、配管の全面的な更新をいう。)又は更新を必要としないと判断できる状態とする。当該状態の引渡し時の基準については、要求水準書に従い、事業期間終了前の概ね4年前より市と協議を行うものとし、当該協議を経て市が定めるところに従う。なお、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容されることを確認する。	指定の期間満了時の建物(建築、建築付帯設備)については、相模原市一般公共建築物長寿命化計画の考えを踏まえ、事業期間終了後概ね5年以内の中規模改修工事(「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」において整理される建物建築後概ね20年目、60年目に発生する工事をいう。)を必要としないと判断できる状態とする。また、火葬炉設備の修繕・更新が必要とならない状態を基準に、事業期間終了の概ね4年前より、明渡し時の状態について市と協議を行う。なお、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容されることを確認する。